

社会福祉法人新潟県共同募金会燕市共同募金委員会
共同募金助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における共同募金寄付金の助成について、公正な助成を行うため助成の基準や手続きについて定めるものとし、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象団体は、燕市内で社会福祉事業活動をする社会福祉法人、自治会等の地域団体、福祉団体及びボランティア団体で、助成を希望する団体を対象とする。

(助成対象外)

第3条 次に掲げるものは、助成の対象としない。

- (1) 国及び地方公共団体が経営する団体
- (2) 構成員の互助共済を主たる事業とする団体
- (3) 営利を目的とする団体
- (4) 経営の状況が地域から信頼されていない団体
- (5) 共同募金との重複感を与えるような寄付金の募集を実施又は行うとする団体

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする団体は、新潟県共同募金会及び燕市共同募金委員会が定める期間までに、別に定める申請書と必要な書類を添付し、燕市共同募金委員会へ提出しなければならない。なお、新潟県共同募金会の広域助成対象の助成申請は、申請書に意見書を付し、新潟県共同募金会へ提出するものとする。

(助成の対象経費)

第5条 助成の対象事業経費は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉協議会が行う地域福祉活動費
- (2) 自治会等が行う小地域での福祉推進のための活動費
- (3) 地域福祉を目的とした福祉団体やボランティア団体などの活動費
- (4) 特に社会福祉の増進に寄与するものとして燕市共同募金委員会が認めた事業

(助成の決定)

第6条 助成団体への助成金の決定は、新潟県共同募金会から燕市共同募金委員会へ地域助成の決定があつてから通知する。

(助成事業の変更)

第7条 助成決定後、決定した事業を止むを得ない事情により変更したいときは、別に定

める変更申請書を事業着手前に提出して、新潟県共同募金会及び燕市共同募金委員会の決定を受けなければならない。

(助成金の停止又は返還)

第8条 助成決定団体が事業を中止もしくは廃止し又は交付条件に違反したときは、新潟県共同募金会及び燕市共同募金委員会は助成金の停止、減額又は返還を命じることができる。

(附 則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。